

これってどうなる!?

インボイス実務にまつわる お悩みQ&A

インボイス制度が導入されて早5か月が経ちました。制度が浸透するにつれ、実務で判断に迷うケースが徐々に増えてきたのではないのでしょうか。そこで、ここでは実務に携わる人が一度は経験したであろう疑問点について、実務に即して解説します。



山口拓税理士事務所
税理士
山口 拓

売手側(インボイス交付側) のよくある疑問

Q1 振込手数料の処理は?

買手から売上代金が入金されるときに、金融機関の振込手数料に相当する金額が差し引かれて入金されます。この振込手数料に相当する金額はどのように処理すればよいのでしょうか?

A まず、売上代金の一部が差し引かれることについて、売手と買手双方の合意があることが重要です。公正取引委員会も下請法のQ&Aで、「書面での合意があり、かつ実費の範囲内で認められる」としており、買手が一方的に売上代金の一部を減額することは下請法に抵触するおそれがあります。

さて、振込手数料相当額の売手の処理としては、売手と買手の契約関係等により、次の3つの方法が考えられます。

- ① 売上値引として処理する
- ② 振込みという買手のサービス提供の対価として処理する
- ③ 買手が売手に代わり金融機関に対して振込手数料を立替払いしたものととして処理する

① 売上値引として処理する場合

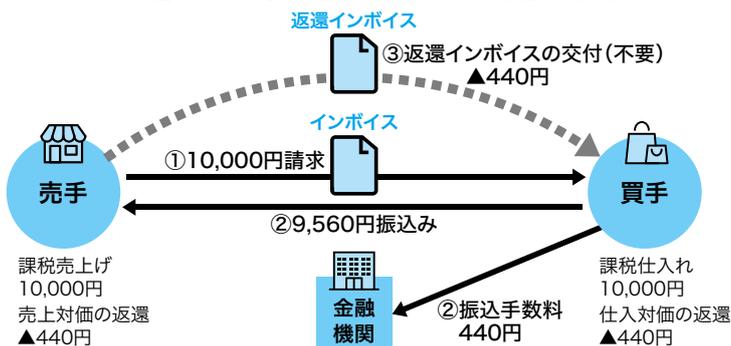
売手が、振込手数料相当額の売上値引を行なったものとする場合、売手は売上げにかかる対価の返還等を行なうことになるため、原則として、買手に返還インボイスを交付する必要があります。

ただし、対価の返還等にかかる税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスを交付する必要はありません。振込手数料は税込価額が1万円未満となることかほとんどだと思いますので、返還インボイスの交付は必要ないと考えられます(図表1)。

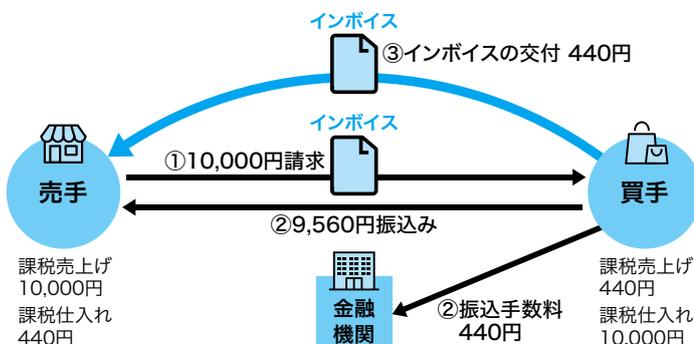
また、控除対象仕入税額の計算を簡易課税または2割特例(インボイス発行事業者になった小規模事業者を対象にした時限的特例措置)で行なう場合には、売上値引として処理するほうが、後述する②や③の方法よりも納税額は少なくなります。

なお、売手が行なう売上げにかかる対価の返還等の適用税率は、その対価の返還等の基となる課税売上げの適用税率に従います。軽減税率(8%)対象の課税売上げを対象とする振込手数料相当額の売上値引には、軽減税率(8%)が適用されます。

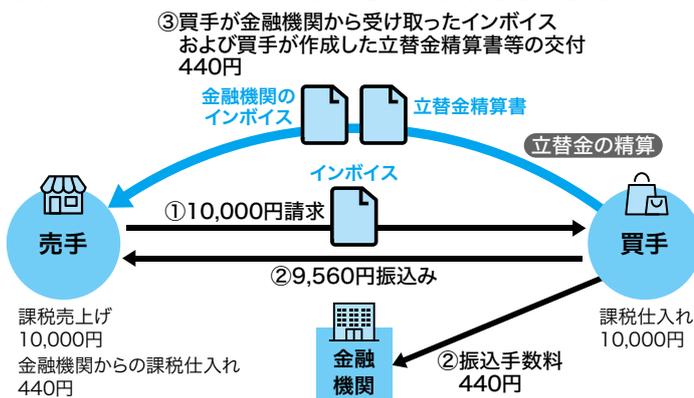
図表1 振込手数料分を売上値引として処理する場合



図表2 振込みというサービス提供の対価として処理する場合



図表3 買手が立替払いしたものとして処理する場合



図表1、図表2、図表3
出所：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書保存方式に関するQ&A」

② 振込みという買手のサービス提供の対価として処理する場合
売手が行なった課税売上げにかかる売上代金について、買手から銀行振込みというサービスの提供を受けて入金されたと考えます。

この場合、差し引かれた振込手数料相当額について、売手が仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から振込手数料相当額のインボイスの交付を受け、保存しなければなりません(図表2)。

なお、売手は買手が交付するイ

ンボイスに代えて、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けて仕入税額控除を行なうこともできます。

また、基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に、国内において行なう課税仕入れの支払対価の額が1万円未満である場合には、「少額特例適用」

等と記載された帳簿のみを保存すること、仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置があります(③においても同じ)。

③ 買手が売手に代わり金融機関に対して振込手数料を立替払いしたものと処理する場合
売手は、買手が振込みを行なった金融機関から受け取った振込手数料にかかるインボイス、および買手が作成した立替金精算書等の交付を受けて仕入税額控除を行なうこととなります(図表3)。こ

② 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に110分の10(軽減税率適用のもの)である場合には108分の8)を乗じて算出する

① 課税資産の譲渡等の税抜価額の合計額に100分の10(軽減税率適用のもの)である場合には100分の8)を乗じて算出する方法

インボイスに記載する消費

税額等の計算は、①②のいずれかの方法により行ないます。

① 課税資産の譲渡等の税抜価額の合計額に100分の10(軽減税率適用のもの)である場合には100分の8)を乗じて算出する方法

② 1円未満の端数処理は？
インボイスには、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要とされていますが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数はどう処理すればよいでしょうか？

インボイスに記載する消費

税額等の計算は、①②のいずれかの方法により行ないます。

① 課税資産の譲渡等の税抜価額の合計額に100分の10(軽減税率適用のもの)である場合には100分の8)を乗じて算出する方法

② 課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に110分の10(軽減税率適用のもの)である場合には108分の8)を乗じて算出する

る方法

この計算により生じた1円未満の端数処理（切上げ、切捨て、四捨五入など任意の方法で構いません）は、税率ごとに1回だけ行ないます。したがって、インボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行ない、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

買手側（インボイス受領側）のよくある疑問

Q3 受領したインボイスの誤りを修正してはいけない？

取引先（売手）から受領したインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買手が取引先に電話等で修正事項を伝え、取引先が保存するインボイスの写しに同様の修正を行なってもらえば、自ら誤りを修正したインボイスを保存することで仕入税額控除を行なってもよいでしょうか？

A 売手であるインボイス発行事業者は、交付したインボイスの記載事項に誤りがあった場合には、買手に対して修正したインボイスを交付しなければならな

いこととされています。買手が、追記や修正を行なうことは、認められていません。

ただし、買手が作成し、売手であるインボイス発行事業者の確認を受けた仕入明細書（インボイスとしての記載事項を満たすもの）も、仕入税額控除の適用のために保存が必要なインボイスに該当します。買手においてインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書を作成し、売手に確認を求めることも認められます。

したがって、受領したインボイスに買手が自ら修正を加えたものであっても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類はインボイスであると同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、その修正したインボイスを保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

Q4 インボイスの宛名が従業員の名前でも問題ない？

事業に必要な消耗品等を従業員が立替払いにより購入しました。精算時に受領した簡易インボイスの宛名には、その「従業員名」が記載されています。これをそのま

ま保存して仕入税額控除を行なってもよいでしょうか。

A 事業に必要なものとして従業員が購入した消耗品等の代金を事業者が負担する場合に、事業者が負担すべき費用を従業員が立替払いをしたこととなります。この場合、原則として、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、受領した簡易インボイスと一緒に保存すれば仕入税額控除を受けることができます。

本来、宛名の記載が不要である簡易インボイスであっても、書類の交付を受ける事業者の氏名または名称として、仕入税額控除を行なう事業者以外の者の氏名または名称が記載されている場合には、その簡易インボイスをそのまま受領し保存したとしても、仕入税額控除を行なうことはできません。

ただし、その従業員がその事業者に所属していることが明らかとなる名簿やその電磁的記録（従業員名簿等）を保存していれば、宛名に従業員名が記載された簡易インボイスと、従業員名簿等を保存することで、仕入税額控除を行なっても差し支えありません。

なお、従業員名簿等がなく、立替払いを行なう者である従業員を

特定できない場合には、原則どおり、宛名に従業員名が記載された簡易インボイスと、従業員が作成した立替金精算書の交付を保存する必要があります。

Q5 実費精算の出張旅費等に出張旅費特例は適用される？

従業員が出張した場合には、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。実際にかかった費用に基づき精算を行なうため、従業員から、支払いの際に受け取ったインボイスを受領しています。

この場合、出張旅費特例（従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等）を適用して、帳簿のみの保存により仕入税額控除を行なってもよいでしょうか。

A 従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れにかかる支払対価の額として取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この従業員に対する支給には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれますの

で、実費精算であっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行なうことができません。

なお、「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定することとされており、所得税が非課税となる範囲内において、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

【参考】所得税基本通達9-3（非課税とされる旅費の範囲）

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

(1) その支給額が、その支給をす

る使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

(2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

Q6 カード会社の請求明細書はインボイスの代わりになる？

クレジットカードを利用して決済を行なった場合、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書を保存することで仕入税額控除を適用することができるでしょうか。

A クレジットカード会社が、そのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行なった他の事業者が作成・交付した書類ではありません。したがって、仕入税額控除の要件とされるインボイスには該当しません。

しかし、クレジットカードサービスを利用したときには通常、利用者に対して課税資産の譲渡等を行なった他の事業者が、「ご利用

明細」等を発行しています。そして、この「ご利用明細」等には、

- ① その書類の作成者の氏名または名称および登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行なった年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等にかかるものである場合にはその旨）
- ④ 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税等または適用税率
- ⑥ その書類の交付を受ける者の氏名または名称

が記載されていることが一般的です。このような書類であれば、仕入税額控除の要件とされるインボイスに該当することとなります。

したがって、この「ご利用明細」を保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

Q7 法人用カードで決済しても出張旅費特例は適用できる？

当社の従業員が業務のために出張する際には、当社契約のクレジットカードで旅費交通費や宿泊

費、手土産代等を決済することとしています。この場合、旅費交通費や宿泊費については出張旅費特例を適用し、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行なってもよいでしょうか。

A 法人契約のクレジットカードで旅費交通費や宿泊費、手土産代などの決済を行なう場合には、その法人がこれらの公共交通機関等や宿泊施設運営事業者、手土産の販売事業者等と直接取引を行なったこととなります。

したがって、従業員に対して旅費等を支給する場合の出張旅費特例の適用はありません。少額特例の適用があるものを除き、手土産代等と同じく、原則どおりその公共交通機関等や宿泊施設運営事業者が交付する（簡易）インボイスの保存が必要となります。

なお、1回の税込取引金額が3万円未満の公共交通機関への支払いの場合は、「公共交通機関特例」により帳簿のみの保存による適用が可能です。ただし、この「公共交通機関」には航空機およびタクシーは含まれないため、これらを利用した場合は、3万円未満であっても（簡易）インボイスが必要になるので注意してください。●

やまぐち たく 中小企業の消費税の専門税理士。毎月の巡回監査により当期の決算額を予測し、これに基づく経営助言と赤字でも納税が必要とな消費税等の納税額試算など、顧問先の将来を見据えたサービス提供を行なっている。近著に『はじめての消費税経理と申告の基本がわかる本』。